

正

予定建築物以外の建築等の協議書

平成 年 月 日

倉敷市長様

協議者 住 所

氏名又は

名 称

印

(電話

)

都市計画法（昭和43年法律第100号）第42条第2項の規定により，予定建築物以外の建築等について次のとおり協議します。

開発協議の概要	1 開発協議が成立した者の住所・氏名又は名称	
	2 開発協議成立年月日番 号	平成 年 月 日 倉敷市指令開第 号 (登録番号協倉第 号)
	3 開発区域に含まれる地域の名称	
	4 予定建築物等の用途	
5 建築等をしようとする土地の所在・地番		
6 建築物等の工事種別	新 設 新 築 改 築 用途変更	
7 建築物等の用途		
8 法第34条の該当号及び該当理由		
9 申請の理由		
10 その他必要な事項		
受 付 年 月 日	平成 年 月 日	
協議成立に付した条件		
協議成立年月日・番号	平成 年 月 日 倉敷市指令開第 号	

副

予定建築物以外の建築等の協議成立書

倉敷市指令開第

号

様

平成 年 月 日付けで申請の予定建築物以外の建築等については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第42条第2項の規定により次の条件を付して協議が成立したので通知します。

平成 年 月 日

倉敷市長 伊 東 香 織

開発協議の概要	1 開発協議が成立した者の住所・氏名又は名称	
	2 開発協議成立年月日番	平成 年 月 日 倉敷市指令開第 号 (登録番号協倉第 号)
	3 開発区域に含まれる地域の名称	
	4 予定建築物の用途	
5 建築等をしようとする土地の所在・地番		
6 建築物等の工事種別	新 設 新 築 改 築 用途変更	
7 建築物等の用途		
8 法第34条の該当号及び該当理由		
9 申請の理由		
10 その他必要な事項		
受付年月日	平成 年 月 日	
協議成立に付した条件		
この協議成立について不服があるときは、協議成立があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、倉敷市開発審査会に対して審査請求をすることができます。		